



中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年1月

Contents

税務法規

1. 技術先進型サービス企業に係る企業所得税政策に関する通達
2. 障害者を雇用している企業に係る都市土地使用税等の徴収に関する通達
3. その他の通達

商務法規

1. 外国企業駐在員事務所登記管理条例
2. アウトソーシング産業の奨励と試行地における外資オフショア・コールセンターの認可手続の簡素化に関する通達
3. その他の通達

アーnst・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年1月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年1月18日 第2011001号
- ▶ 2011年1月27日 第2011002号

Japan Business Servicesグループで、2011年1月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 技術先進型サービス企業に係る企業所得税政策に関する通達(財税[2010]65号)

概要

技術先進型サービス企業を対象とする税制上の優遇措置について定める。施行日は2010年7月1日。財税[2009]63号(同優遇措置に関する従来を通達)は失効する。

優遇措置の対象地域は、アウトソーシング業務のモデル都市に指定されている21都市(北京、天津、上海、重慶、大連、深圳、広州、武漢、ハルビン、成都、南京、西安、済南、杭州、合肥、南昌、長沙、大慶、蘇州、無錫、廈門)とする。

税制上の優遇措置

2010年7月1日より2013年12月31日までの期間、アウトソーシング業務のモデル都市において、所定の要件を満たす技術先進型サービス企業は、企業所得税に関して、次の税制上の優遇措置を享受することができる。

- ▶ 軽減税率(15%)の適用。
- ▶ 給与総額の8%が従業員教育費用の損金算入限度額。超過部分は翌年以降に繰越可。

認定要件

技術先進型サービス企業の認定を受けるためには、以下の全ての条件を満たす必要がある。

- ▶ 1) 所定のアウトソーシング業務(情報技術、業務プロセス、情報プロセス)の少なくとも1つに従事し、かつ、2) 先進的な技術、もしくは強力な研究機能を有している。
- ▶ アウトソーシング業務のモデル都市に登録し、かつ、同地で業務を行っている。
- ▶ 法人資格を有し、過去2年間において各種の管理規定(輸出入、財務、税務、外貨、税関)を遵守している。
- ▶ 総従業員に占める大専卒以上の学歴の者の割合が50%を超える。
- ▶ 年間総収入に占める技術先進型アウトソーシング業務収入の割合が50%を超える。
- ▶ 年間総収入に占めるオフショア・アウトソーシング業務(海外顧客に対する業務)収入の割合が50%以上である。

所見

財税[2010]63号では、以下の認定要件が定められていた。

- ▶ 年間総収入に占める技術先進型アウトソーシング業務収入が占める割合が70%を超える。
- ▶ 国際認証(ISO規格等)を取得している。

これらの要件については、すでに2010年6月に国弁函[2010]69号が公布され、収入割合の基準は70%から50%に引き下げられ、また認証要件は撤廃されていた。財税[2010]65号は、この国弁函[2010]69号による要件の緩和を踏襲するとともに、審査権限の市レベル地方政府部門への委譲を追加することで、申請手続の簡略化を図っている。

財税[2010]65号が定める税制上の優遇措置は、対象期間が2010年7月1日～2013年12月31日に限定されている。アウトソーシング業務のモデル都市では、他にも優遇措置が設けられている。

表1 アウトソーシング業務に対する優遇措置の一覧

関連法規	優遇措置	対象期間
財税[2010]65号	<ul style="list-style-type: none">▶ 軽減税率(15%)の適用▶ 給与総額の8%が従業員教育費用の損金算入限度額	2010年7月1日～ 2013年12月31日
財税[2010]64号	オフショア・アウトソーシング業務収入に係る営業税の免除	2010年7月1日～ 2013年12月31日
税関総署公告[2010]39号 署加函[2010]281号	オフショア・アウトソーシング業務に係る輸入貨物に対する保税措置の適用(B類以上のアウトソーシング企業は、オフショア業務に係る設備の無償支給や貨物の輸入について、税関の監督管理の下、保税措置を受けることができる)	2010年7月1日～

関連法規

- ▶ 国务院弁公庁によるアウトソーシング産業を奨励に関する回答(国弁函[2010]69号)
- ▶ 財政部、国家税務総局、商務部、科技部、国家発展改革委による技術先進型サービス企業に対する課税政策に関する通達(財税[2009]63号)
- ▶ モデル都市におけるオフショア・アウトソーシング業務に係る営業税免除に関する通達(財税[2009]64号)
- ▶ オフショア・アウトソーシング業務に係る輸入貨物の保税措置の推進について(海関総署公告[2010]39号)
- ▶ 税関総署、商務部によるオフショア・アウトソーシング業務に係る輸入貨物の保税措置の推進に関する通達(署加函[2010]281号)

2. 障害者を雇用している企業に係る都市土地使用税等の徴収に関する通達(財税[2010]121号) (注: 房産税額の計算方法の改定が含まれる)

概要

都市土地使用税

- ▶ 月平均で、障害のある従業員の人数が10人以上、かつその総従業員数に占める割合が25%以上である場合、当該年度は都市土地使用税の減免を受けることができる。

房産税

- ▶ 不動産の賃貸について賃貸料の免除期間を契約で設定した場合、当該期間中は、不動産の所有者が不動産の原価に基づいて房産税を納付する。
- ▶ 房産税額の計算基礎となる不動産の原価は、会計上の評価とは無関係に算定する。
- ▶ 不動産の原価には、土地の価格(土地使用権の取得費用、土地の造成費用等)を含む。
- ▶ 容積率(敷地面積に占める延床面積の割合)が0.5より小さい場合には、延床面積の2倍を敷地面積とみなして、土地の価格を計算する。

所見

財税[2010]121号の意義は、第一に、障害者の雇用による都市土地使用税の減免の要件を定めた点である。これにより、国税地字[1988]15号第18条4項(民政部設立の福利工場に対する都市土地使用税に係る優遇措置)は廃止される。

第二は、明確な規定がなかった賃貸料免除期間中の房産税の取り扱いについて、所有者が原価に基づいて房産税を納付すると規定した点である。

財税[2009]128号(2009年12月1日施行)は、不動産の無償貸与について、賃借者が不動産の残余価格(原価から10~30%を控除した残額)に基づいて房産税を納付すると規定している。一部の地方では、不動産の無償貸与に係る同規定が、賃貸料免除期間に対しても適用されていた。

第三は、不動産の原価の算定を会計上の評価から切り離れた点である。従来の財税[2008]152号は、不動産の原価の算定は会計上の評価に従うと規定していた。しかし会計上の評価方法は複数存在するため、恣意的に評価方法を採用して原価の引き下げを図る納税者の存在が問題となっていた。

また不動産の原価には建物の価格だけを含めていたが、今後は土地の価格も含むこととなった。大量の土地を保有する企業は、房産税負担額の大幅な上昇が予想されるため、留意が必要である。

関連法規

- ▶ 国家税務局による「土地使用税の諸問題の解釈及び暫定規定」の公布に関する通達(国税地字[1988]15号)
- ▶ 房産税及び都市土地使用税の諸問題に関する通知(財税[2009]128号)
- ▶ 房産税及び都市土地使用税の諸問題に関する通知(財税[2008]152号)

3. その他の通達

- ▶ 上場企業の譲渡制限株式の譲渡による所得に係る個人所得税の徴収に関する補充通達(財税[2010]70号)
- ▶ 上場株式を現物出資した場合の印紙税の取り扱いに関する通達(財税[2010]7号)
- ▶ 組合経費の損金算入のための証憑に関する公告(国家税務総局公告[2010]24号)
- ▶ 就業の支援と促進のための課税政策の具体的な実施に関する公告(国家税務総局公告[2010]25号)
- ▶ 当該団体への寄附金が損金算入の対象となる公益性団体の2009年第二回及び2010年第一回リストに関する通達(財税[2010]69号)
- ▶ 「中国・フィンランド租税条約」及びその議定書の発効・執行に関する公告(国家税務総局公告[2010]22号)
- ▶ 税務規定の存続・失効・廃止リスト(国家税務総局令[2010]23号)
- ▶ 現行の税務通達のリストに関する公告(国家税務総局公告[2010]26号)
- ▶ 国家税務総局貨物労務税司による輸出に係る税還付の審査の強化に関する通達(貨便函[2010]138号)
- ▶ 「中華人民共和国發票管理弁法」の改正の決定(国务院令[2010]587号)
- ▶ 一部の省・市におけるケーブルテレビ基本視聴料に係る営業税の免除に関する通達(財税[2010]122号)
- ▶ 油田採掘を営む中外合作企業に係る都市維持建設税及び教育費附加の取り扱いに関する公告(国家税務総局公告[2010]31号)
- ▶ 増値税發票発行システムのアップグレードに関する通達(国税函[2010]585号)
- ▶ 不動産開発事業を営む企業の抹消に係る企業所得税の取り扱いに関する公告(国家税務総局公告[2010]29号)
- ▶ 「重要脱税行為監督管理暫定弁法」の公布に関する通知(国税発[2010]103号)

商務法規

1. 外国企業駐在員事務所登記管理条例(國務院令[2010]584号)

2010年11月19日に新「外国企業駐在員事務所登記管理条例」が公布された。施行日は2011年3月1日。

1983年に制定された旧条例と比べると、駐在員事務所の設立、変更、抹消等の手続や法律上の責任に関する規定が詳細かつ厳格になっている。別途「中国税務及び投資情報」にて解説の予定。

2. アウトソーシング産業の奨励と試行地における外資オフショア・コールセンターの認可手続の簡素化に関する通達(工信部通字[2010]550号)

概要

アウトソーシング業務のモデル都市において、外資オフショア・コールセンターの設立につき、以下の認可手続を試行的に実施する。

- ▶ 外資オフショア・コールセンターの設立を希望する投資者は、省・直轄市の通信管理局に対して申請を行う。
- ▶ 申請書類の審査後、通信管理局は申請者に認可状を交付し、同時に工業・情報化部門に報告を行う。
- ▶ 認可状取得後、申請者はその他の関連部門(商務部門、工商行政管理局、品質技術監督局、公安局、税務局、外貨管理局、財政局等)に対して設立を申請する。
- ▶ 支社の形式で他のモデル都市にもオフショア・コールセンターを保有する場合、認可の申請は本社の所在地のみで行えばよい。各支社は業務開始前に所在地の通信管理局に登録を行う。

すでに業務を開始している外資オフショア・コールセンター(内資との合併を含む)についても、追って通信管理局に認可を申請する必要がある。

関連法規

- ▶ 國務院弁公庁によるアウトソーシング産業を奨励に関する回答(国弁函[2010]69号)
- ▶ 國務院弁公庁による試行地における外資オフショア・コールセンターの認可手続の簡素化への同意に関する回答(国弁函[2010]127号)

3. その他の通達

- ▶ 非金融機関支払業務管理弁法実施細則(中国人民銀行公告[2010]17号)
- ▶ 不動産業を営む外商投資企業の審査・登録の強化に関する通達(商弁資函[2010]1542号)
- ▶ 先物為替取引に係る業務提携に関する通知(匯発[2010]62号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiko.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

小池 礼啓 監査
michinobu.koike@hk.ey.com +852-2629-3903

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

王 瑜文 M&A
evelyn.wang@hk.ey.com +852-2849-9452

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
naoko.hirasawa@jp.ey.com		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松田 博司	中国ビジネス一般・税務関連	
matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03000907

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china